

箱根町行財政改革有識者会議の役割、会議運営について

1 箱根町行財政改革有識者会議の概要

(1) 会議の位置づけ

箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、有識者等の意見を聴取し、町政に反映することを主な目的として、要綱に定められた行財政改革に係る外部組織です。

(2) 会議の役割

有識者会議は、次に掲げる事項について、町が作成する行財政改革に関する資料等に基づき、意見を述べ、必要な助言、提言等を行っていただきます。

- ① 行財政改革に係る計画の策定に関すること。
- ② その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(3) 委員の構成等

委員は、行財政改革に優れた識見を有する委員 6 名から構成するものとし、その任期は、1 年とします。

有識者会議では、委員の中から 1 名座長を置きます。座長には、会議の議長を務めていただきます。

2 箱根町行財政改革有識者会議の運営について

(1) 会議の公開等

有識者会議については、「箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定に基づき、次のとおりとします。

- ① 会議の傍聴については、要綱第 2 条第 3 号の「会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき」に該当することとし、当面は、会議の公開を行わないものとしします。
- ② 会議録については、要綱第 7 条の規定に基づき、町ホームページ等により、会議資料とともに公開するものとしします。

(2) 会議の進行

有識者会議については、会議録の作成等を考慮し、マイク機能を備えた音声認識システムを利用します。

(参考) 各委員の付属機関等への就任状況について

氏 名	所 属・役 職 等	区 分
いけじま よしふみ 池島 祥文	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授	・ 行財政運営を考える町民会議アドバイザー※ 5
いじゅう もりなお 伊集 守直	横浜国立大学 経済学部准教授	・ 新財源確保有識者会議委員 ※ 3
しまや つよし 嶋矢 剛	嶋矢公認会計士事務所	・ 新財源確保有識者会議委員 ※ 3
たかい ただし 高井 正	帝京大学 経済学部経済学科教授	・ 行財政運営を考える町民会議アドバイザー※ 5
たしろ やすこ 田代 恭子	株式会社田勝会計 代表取締役	・ 第 3 ～ 5 次行政改革推進委員会 ※ 1 (第 3 次委員、第 4 ・ 5 次委員長) ・ (前)行財政改革有識者会議委員 ※ 2
たなか ひらき 田中 啓	静岡文化芸術大学 文化政策学部 文化政策学科教授	・ (前)行財政改革有識者会議座長 ※ 2 ・ 総合計画審議会会長 ※ 4 ・ 行財政運営を考える町民会議ファシリテーター ※ 5

(五十音順・敬称略)

- ※ 1 箱根町行政改革推進委員会 (平成 8 年 6 月～26 年 9 月 第 1 次～第 5 次)
行政運営の改革の推進に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。
- ※ 2 (前)箱根町行財政改革有識者会議 (平成 26 年 10 月～27 年 10 月)
行財政改革の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得る。
- ※ 3 箱根町新財源確保有識者会議 (平成 27 年 6 月～12 月)
新財源確保の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得る。
- ※ 4 箱根町総合計画審議会 (平成 27 年 7 月～28 年 11 月)
町長の諮問に応じて、箱根町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。
- ※ 5 箱根町行財政運営を考える町民会議 (平成 28 年 7 月～)
社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応した合理的かつ効率的な行財政運営の確立に向けて、町民の意見を聴取する。

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 本町の行財政改革の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得るため、箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 行財政改革に係る計画の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 有識者会議は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(座長)

第 4 条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

(箱根町行政改革推進委員会設置要綱の廃止)

2 箱根町行政改革推進委員会設置要綱（平成 8 年 6 月 24 日施行）は、廃止する。

箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱（抄）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、町政への町民参画の促進及び公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成 15 年 12 月 5 日)第 7 条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の基準）

第 2 条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 箱根町情報公開条例(平成 15 年箱根町条例第 14 号。以下「条例」という。)第 5 条に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

（会議の公開又は非公開の決定）

第 3 条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が当該会議に諮って行う。

2 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議録等の作成）

第 7 条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後 14 日以内に（閉庁日の場合はその翌日）会議録又は会議結果概要報告書(以下「会議録等」という。)を作成しなければならない。

2 附属機関等の長は、会議に付した資料があるときは、会議録等に当該会議の資料を添付しなければならない。